審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法	法令番号	昭和 23 年法律第 242 号
手続名	共済契約の契約条件の変更の承認（共水連）	根拠条項	第１００条第１項（第１７条の１１準用）

審査基準	
	第１００条第１項において準用する第１７条の１１の規定によることとする。

受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間 未設定 標準経由期間 日	目次№	１６３－５